明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三一二）　二

〔省　令〕

○消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（**総務**七六）　一〇

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一三）　一〇

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三六）　一三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一三七）　一四

〔規　則〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一七

〔告　示〕

○平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件（**経済産業・国土交通**九）　二〇

○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（**国土交通**一〇七二）　二三

○平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する件（**同**一〇七三）　二六

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を改正する件（**同**一〇七四）　二九

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号の一部を改正する件（**同**一〇七五）　三二

○平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を改正する件（**同**一〇七六）　三三

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十四号の一部を改正する件（**同**一〇七七）　三六

○原子力災害対策指針の一部を改正する告示（**原子力規制委**一〇）　三六

〔官庁報告〕

国家試験

令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四二

〔公　告〕

諸事項

官庁

公証人法第十三条に規定する公証人の採用、製造たばこ小売定価関係　六二

裁判所

破産、免責、再生関係　六三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、参加者事前確認公募（国立大学法人静岡大学・国立大学法人豊橋技術科学大学）、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一〇五

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇七

会社その他

会社決算公告　一一三

本号で公布された法令のあらまし

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第三一二号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在キューバ日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る限度額の表示通貨等を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。